

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

預託金が切り捨てられた場合のゴルフ会員権の処理方法

《内容》

関与先のA社が1,500万円（預託金1,000万円）で購入した会員権について、そのゴルフ場会社が民事再生法の適用を受け、預託金のうち800万円が切り捨てられました。

この場合、その切り捨てられた800万円とプレー権500万円とは貸倒損失に計上できますか。なお、ゴルフ場でのプレーは従来どおり行うことができます。

もし、その会員権を750万円で購入していた場合には、どうなるでしょうか。

『答』

その切り捨てられる800万円は貸倒損失として計上することができますが、プレー権500万円については、民事再生法が適用され、預託金の切り捨てがあつたとしても、従来どおりプレー権が保証されている限り、損失として処理することはできません

なお、そのゴルフ会員権を750万円で購入していた場合には、550万円（750万円－200万円）を貸倒損失に計上すべきこととなります。

(解説)

1 預託金制のゴルフ会員権の預託金は法的には債権となりますが、法人税法上の貸倒引当金の設定対象になる金銭債権には該当しません。その預託金がなんら事故なく「預託金」である限りは、銀行預金と同じように、他人への「預け金」にすぎませんから、貸倒引当金の設定はできないということになります（法基通11-2-18（2）参照）。

ただし、預託金制のゴルフ会員権について、退会の届出、預託金の一部切捨て、破産手続開始の決定等の事実にもとづき預託金返還請求権の全部または一部が顕在化した場合には、その顕在化した部分については、金銭債権として貸倒損失または貸倒引当金の対象とすることができます（法基通9-7-12（注））。なお、この「預託金返還請求権の全部または一部が顕在化した場合」とは、その預託金が

「預け金」である預託金債権から具体的にその預託金の返還を求める、預託金返還請求権という金銭債権に転換したということです。

2 上記の通り、預託金制のゴルフ会員権について、預託金の一部切捨てがあった場合には、その部分については貸倒損失の対象にすることができます。

ご質問のケースにおいては、A社が有するゴルフ会員権の預託金1,000万円のうち800万円は切り捨てられ、法的に債権が消滅してしまいます。したがって、その切り捨てられる800万円は貸倒損失として計上することができます。

この場合、その取得価額1,500万円のうち預託金1,000万円を超える部分の500万円は、いわゆるプレー権（ゴルフ場施設優先利用権）ということになります。このプレー権500万円については、民事再生法が適用され、預託金の切り捨てがあったとしても、従来どおりプレー権が保証されている限り、損失として処理することはできないものと解されます。

なお、ゴルフ会員権を額面金額以下で取得していた場合には、貸倒損失の額はその帳簿価額と切捨て後の預託金の額との差額を限度とすべきものと考えます。すなわち、切捨て後の預託金の額は、依然として債権として存在しますから、帳簿価額として残すべきだということです。したがって、そのゴルフ会員権を750万円で取得していた場合には、500万円（750万円－200万円）を貸倒損失に計上すべきこととなります。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。